三　容疑者以外の者の物件を差し押さえようとするとき　その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

四　容疑者以外の者が保管する電磁的記録であつて、当該電磁的記録を保管する者その他これを利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録させ、又は印刷させたものを差し押さえようとするとき　その電磁的記録が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

第三十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第三十一条の次に次の三条を加える。

（通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第三十一条の二　入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、許可状の交付を受けて、容疑者から発し、又は容疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2　入国警備官は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、違反事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3　入国警備官は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて違反調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第三十一条の三　入国警備官は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2　前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3　第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）

第三十一条の四　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、入国警備官は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一　差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二　差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第三十二条の見出しを「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条中「捜索又は押収」を「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押物件についても、することができる。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（処分を受ける者に対する協力要請）

第三十二条の二　臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、入国警備官は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

（許可状の提示）

第三十二条の三　臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第三十三条中「取調」を「この節の規定により取調べ、領置」に、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第三十四条の見出しを「（立会い）」に改め、同条中「捜索又は押収」を「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に、「代るべき」を「代わるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

2　女子の身体について捜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第三十五条第一項及び第二項中「捜索又は押収」を「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第三項中「左の」を「次に掲げる」に、「捜索又は押収をする」を「の臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項第二号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十六条中「取調」を「この節の規定により取調べ」に、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「得ない」を「受けない」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（執行を中止する場合の処分）

第三十六条の二　臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

（捜索証明書の交付）

第三十六条の三　捜索をした場合において、証拠物がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第三十七条の見出しを「（領置目録等の作成等）」に改め、同条第一項中「押収」を「領置、差押え又は記録命令付差押え」に、「作り、」を「作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の」に改め、「保管者」の下に「（第三十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。）」を加え、「代るべき」を「代わるべき」に、「これを」を「その謄本を」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（領置物件等の処置）

第三十七条の二　運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他入国警備官が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2　地方出入国在留管理局長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。

（領置物件等の還付等）

第三十七条の三　入国警備官又は入国審査官は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2　地方出入国在留管理局長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3　前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

2　前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。